平成２８年（フ）第６７号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目９番地の１　エクシード園田108
債務者　仁井田考司
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７５号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目35番８―401号
債務者　阿部　宏祐
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７６号
兵庫県芦屋市陽光町５番５―201号
債務者　山田　英夫
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９８号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目14番４号
債務者　谷川佐智子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５３号
宮崎県都城市鷹尾５丁目１街区５号　コーポ野間２―234号室
債務者　川添　五月
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１９６号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目15番21号　シャトレ百202
債務者　赤嶺聖奈子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２５０２号
大阪市東淀川区柴島２丁目14番14―102号
債務者　島崎　俊康
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０３７号
大阪市淀川区宮原１丁目17―12―507、住民票上の住所広島市安佐南区伴東３丁目９番11号
債務者　川原　雅彦
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１４号
釧路市鳥取南４丁目４番313号　道営住宅21―313
債務者　米内　集子（旧姓墓目）
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１２４号
釧路市中鶴野40番17号
債務者　吉田　孝志
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第５３６７号
東京都足立区梅田７丁目15―８―201
債務者　川浪　明美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３７６号
東京都北区志茂２丁目62―10　塩沢方201
債務者　萩沼　　学
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３９１号
東京都板橋区舟渡１丁目18―16―208
債務者　渡邉　美希
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３９２号
東京都町田市図師町1612番地１　リヴィエール・イルⅢ　201
債務者　鈴木　智己
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３９３号
千葉県松戸市樋野口506―102
債務者　上田　夏紀
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３９４号
埼玉県越谷市千間台西５丁目17―38　市川方
債務者　木村　隆夫
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部